西米良村業務委託契約約款

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款(契約書を含む。以下同じ。) に基づき、入札公告及び設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に係る質問回答書をいう。以下同じ。なお、この契約が建築設計業務の委託の場合においては、「建築設計業務委託仕様書」と、建築工事監理業務の委託の場合においては、「建築工事監理業務委託仕様書」と、現場技術業務の委託の場合においては、「現場技術業務委託仕様書」と読み替える。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の業務(以下「業務」という。)を契約書記載 の履行期間(以下「履行期間」という。)内に完了し、この契約が建築 工事監理業務及び現場技術業務(以下「監理業務」という。)以外の 委託の場合においては、契約の目的物(以下「成果物」という。)を発 注者に引き渡すものとし、発注者は、業務委託料を支払うものとす る。
- 3 発注者は、その意図する成果物を完成させるため又は業務を完了 させるために、業務に関する指示を受注者又は受注者の管理技術 者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者 の管理技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 受注者は、この約款若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、 日本語とする。
- 6 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位 は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法 律第51号)に定めるものとする。
- 8 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟の提起又は調停(第55条の規定に基づき、発注者と受注者との協議の上選任される調停人が行うものを除く。)の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 11 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 この約款に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除(以下「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 発注者及び受注者は、約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(業務工程表の提出)

- 第3条 受注者は、この契約が監理業務以外の委託の場合において は、契約締結後14日以内に設計図書に基づいて業務工程表を作 成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務工程表を受理した日から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる
- 3 この約款の他の条項の規定により履行期間又は設計図書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者

に対して業務工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「契約締結後」とあるのは、「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。

4 業務工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

- 第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに 掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合において は、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に 寄託しなければならない。
- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証
- (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券 による保証
- (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第4 項において「保証の額」という。)は、業務委託料の10分の1以上とし なければならない。
- 3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証 を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として 行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したとき は、契約保証金の納付を免除する。
- 4 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務 委託料の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求 することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

- 第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、成果物(未完成の成果物及び業務を行う上で得られた 記録等を含む。)を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担 保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を 得た場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

- 第6条 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 2 受注者は、この契約を履行するに当たり個人情報を取り扱う場合 は、発注者の指示に従い、適切な管理を行うものとする。
- 3 受注者は、発注者の承諾なく、成果物(未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録並びに設計図書等も含む。)を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

(建築設計業務に係る著作権の帰属等)

- 第7条 成果物(第39条第1項に規定する指定部分に係る成果物及び同条第2項に規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下同じ。)又は成果物を利用して完成した建築物(以下「本件建築物」という。)が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、著作権法第2章及び第3章に規定する著作権の権利(以下「著作権」という。)は、著作権法の定めるところに従い、受注者又は発注者及び受注者の共有に帰属するものとする。
- 2 受注者は発注者に対し、次の各号に掲げる成果物の利用を許諾する。この場合において、受注者は次の各号に掲げる成果物の利用を発注者以外の第三者に許諾してはならない。
- (1) 成果物を利用して建築物を1棟(成果物が2以上の構えを成す建築物の建築をその内容としているときは、各構えにつき1棟ずつ)完成すること。
- (2) 前号の目的及び本件建築物の増築、改築、修繕、模様替、維持、管理、運営、広報等のために必要な範囲内で、成果物を発注者が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は発注者の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。
- 3 受注者は、発注者に対し、次の各号に掲げる本件建築物の利用を許諾する。

- (1) 本件建築物を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること
- (2) 本件建築物を増築し、改築し、修繕し、模様替により改変し、又は取り壊すこと。
- 4 受注者は、発注者に対し、成果物又は本件建築物の内容を自由に公表することを許諾する。
- 5 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらか じめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- (1) 成果物又は本件建築物の内容を公表すること。
- (2) 本件建築物に受注者の実名又は変名を表示すること。
- 6 受注者は、第2項及び第3項の場合において、著作権法第19条第 1項及び第20条第1項の権利を行使しないものとする。
- 7 受注者は、成果物又は本件建築物に係る著作権第2章及び第3 章に規定する受注者の権利を第三者に譲渡し、又は承継させては ならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾又は同意を得た場合 は、この限りでない。
- 8 受注者は、その作成する成果物が、第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを、発注者に対して保証する。
- 9 前項の場合において、その作成する成果物が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

(土木設計業務に係る著作権の譲渡等)

- 第8条 前条の規定にかかわらず、この契約が土木設計業務の委託の 場合において、成果物が著作物に該当するときは、受注者は、当該 著作物に係る受注者の著作権を当該著作物の引渡し時に発注者 に無償で譲渡する。
- 2 発注者は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。
- 3 発注者は、成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 4 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が 当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとする ときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に 該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由 に改変することができる。
- 5 受注者は、成果物(業務を行う上で得られた記録等を含む。)が著作物に該当するとしないとにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果物を使用し又は複製し、また、第6条の規定にかかわらず、当該成果物の内容を公表することができる。
- 6 発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム (著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をい う。)及びデータベース(著作権法第12条の2に規定するデータベー スの著作物をいう。)について、受注者が承諾した場合には、別に定 めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することが できる。

(一括再委託等の禁止)

- 第9条 受注者は、業務の全部を一括して、又は設計図書において指 定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならな い。
- 2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が設計図書において 指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 3 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようと するときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただ し、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は 請け負わせようとするときは、この限りではない。
- 4 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(特許権等の使用)

第10条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなけ

ればならない。

(調査職員)

- 第11条 発注者は、調査職員を置いたときは、その職名及び氏名を 受注者に通知しなければならない。調査職員を変更したときも、同様 とする。
- 2 調査職員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて調査職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
- (1) 発注者の意図する成果物を完成させるため又は業務を完了させるための受注者又は受注者の管理技術者に対する業務に関する指示
- (2) この約款及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
- (3) この契約の履行に関する受注者又は受注者の管理技術者との 協議
- (4)業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査
- 3 発注者は、2名以上の調査職員を置き、前項の権限を分担させた ときにあってはそれぞれの調査職員の有する権限の内容を、調査職 員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあって は当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく調査職員の指示又は承諾は、原則として、 書面により行わなければならない。
- 5 発注者が調査職員を置いたときは、この約款に定める書面の提出 は、設計図書に定めるものを除き、調査職員を経由して行うものとす る。この場合においては、調査職員に到達した日をもって発注者に 到達したものとみなす。

(管理技術者)

- 第12条 受注者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、 その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。管 理技術者を変更したときも、同様とする。
- 2 この契約が監理業務の委託の場合においては、管理技術者は、設計業務の技術上の管理技術者と同一のものであってはならない。
- 3 管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第16条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 4 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれ を管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あら かじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(照査技術者)

- 第13条 受注者は、設計図書に定める場合には、成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。照査技術者を変更したときも、同様とする。
- 2 照査技術者は、前条第1項に規定する管理技術者を兼ねることができない。

(地元関係者との交渉等)

- 第14条 地元関係者との交渉等は、発注者が行うものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。
- 2 前項の場合において、発注者は、当該交渉等に関して生じた費用を負担しなければならない。

(土地への立入り)

第15条 受注者が調査のために第三者が所有する土地に立ち入る 場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要なときは、発注 者がその承諾を得るものとする。この場合において、発注者の指示が あるときは、受注者はこれに協力しなければならない。

(管理技術者等に対する措置請求)

第16条 発注者は、管理技術者若しくは照査技術者又は受注者の使用人若しくは第9条第3項の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不適当と認め

- られるときは、受注者に対して、その理由を明示した上で、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る 事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発 注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、調査職員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した上で、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る 事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受 注者に通知しなければならない。

(履行報告)

第17条 受注者は、設計図書に定めるところにより、契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(貸与品等)

- 第18条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他業務に必要な物品等(以下「貸与品等」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。
- 2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日 以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意を持って管理しなければならない。
- 4 受注者は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書 の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければ ならない。
- 5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が減失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは現状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務又は履行責任) 第19条 受注者は、業務の内容が設計図書又は発注者の指示若しく は発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合において、調 査職員がその修補又は履行を請求したときは、当該請求に従わなけ ればならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によ るときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、 必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更 し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなけれ ばならない。

(条件変更等)

- 第20条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。
- (1) 図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に係る質問回答書 並びに現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優 先順位が定められている場合を除く。)
- (2) 設計図書に誤びゅう又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
- (5) 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項 各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに 調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない 場合には、受注者の立会いなしに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとる べき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)を取りまと め、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなけれ ばならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由 があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延 長することができる。
- 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは

業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書等の変更)

第21条 発注者は、前条第4項の規定よるほか、必要があると認めると きは、設計図書又は業務に関する指示(以下この条及び第23条に おいて、「設計図書等」という。)の変更内容を受注者に通知して、設 計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は必 要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、 又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければな らない。

(業務の中止)

- 第22条 第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)であって、受注者の責めに帰することができないものにより作業現場の状態が著しく変動したため、受注者が業務を行うことができないと認められるときは、発注者は、業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により業務を一時中止した場合において、 必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更 し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費 用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な 費用を負担しなければならない。

(業務に係る受注者の提案)

- 第23条 受注者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。
- 2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受注者に通知するものとする。
- 3 発注者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

- 第24条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した上で発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

- 第25条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。
- 2 発注者は、この約款の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは延長する履行期間について、受注者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。
- 3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、 業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費 用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

- 第26条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して 定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合 には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日(第24条の場合にあっては、発注者が履行期

間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が履行期間の変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(業務委託料の変更方法等)

- 第27条 業務委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は 損害を受けた場合に発注者が負担する必要な額については、発注 者と受注者とが協議して定める。

(臨機の措置)

- 第28条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。
- 3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認め るときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができ ス
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合に おいて、当該措置に要した費用のうち、受注者が業務委託料の範囲 において負担することが適当でないと認められる部分については、発 注者がこれを負担する。

(一般的損害)

第29条 成果物の引渡し前(この契約が監理業務の委託の場合においては、業務の完了の前)に、成果物に生じた損害又はその他業務を行うにつき生じた損害(次条第1項又は第2項若しくは第3項又は第31条第1項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第30条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害(第3項に規定する 損害を除く。)について、当該第三者に対して損害の賠償を行わな ければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額(設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不適当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。
- 3 業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の 断絶等の理由により第三者に及ぼした損害(設計図書に定めるとこ ろにより付された保険によりてん補された部分を除く。)について、当 該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、発注者がそ の賠償額を負担しなければならない。ただし、業務を行うにつき受注 者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについ ては、受注者が負担する。
- 4 前3項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第31条 成果物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの(以下「不可抗力」という。)により、試験等に供される業務の出来形部分(以下この条及び第51条において「業務の出来形部分」という。)、仮設物又は作業現

- 場に搬入済みの調査機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の 請求があったときは、当該損害の額(業務の出来形部分、仮設物又 は作業現場に搬入済みの調査機械器具であって立会いその他受 注者の業務に関する記録等により確認することができるものに係る額 に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(以 下第6項において「損害合計額」という。)のうち、業務委託料の100 分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次に掲げる事項につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。
- (1)業務の出来形部分に関する損害 損害を受けた出来形部分に相応する業務委託料の額とし、残存 価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
- (2) 仮設物又は調査機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は調査機械器具で通常妥当と認められる ものについて、当該業務で償却することとしている償却費の額から 損害を受けた時点における成果物に相応する償却費の額を差し引 いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、 かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その 修繕費の額とする。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは、「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用額」とあるのは、「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「業務委託料の100分の1を超える額」とあるのは「業務委託料の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(業務委託料の変更に代える設計図書の変更)

- 第32条 発注者は、第10条、第19条から第25条まで、第28条、第29条、第31条又は第35条の規定により費用を負担すべき場合又は業務委託料を増額すべき場合において、特別の理由があるときは、負担額又は業務委託料の増額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の費用を負担すべき事由又は業務委託料を増額すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

- 第33条 受注者は、業務が完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 発注者は、この契約が監理業務以外の委託の場合において、前項 の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が成果物の引渡 しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければなら ない。
- 4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該成果物の 引渡しを業務委託料の支払の完了と同時に行うことを請求すること ができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じな ければならない。
- 5 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補又 は履行して発注者の検査を受けなければならない。この場合におい て、修補又は履行の完了を業務の完了とみなして前4項の規定を準

用する。

(業務委託料の支払)

- 第34条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、業務委託料 の支払を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責に帰すべき事由により前条第2項に規定する期間 内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日ま での期間の日数は、前項に規定する期間(以下「約定期間」という。) の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が 約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期 間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(引渡し前における成果物の使用)

- 第35条 発注者は、第33条第3項若しくは第4項又は第45条第1項若 しくは第2項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は 一部を受注者の承諾を得て使用することができる。
- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により成果物の全部又は一部を使用した ことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しな ければならない。

(前金払)

- 第36条 この契約が監理業務以外の委託の場合においては、受注者は、保証事業会社と、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、業務委託料の10分の3以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。ただし、業務委託料が100万円未満の場合については、請求できない。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 3 受注者は、第1項の規定により前払金の支払を受けた後、当該前 払金に追加して支払を受ける前払金(以下「中間前払金」という。)に 関し、保証事業会社と契約書記載の工事完成の時期を保証期限と する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代 金額の10分の2以内の中間前払金の支払を発注者に請求することが できる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 4 受注者は、中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、発注者の中間前金払に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定後速やかにその結果を受注者に通知しなければならない。
- 5 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4(第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、10分の6)から受領済みの前払金額(中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金額を含む。次項及び次条において同じ。)を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金(中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第36条まで、第40条、第41条及び第49条において同じ。)の支払を請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。
- 6 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済 みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5(第3項の規定によ り中間前払金の支払を受けているときは、10分の6)を超えるときは、 受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額 を返還しなければならない。
- 7 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、業務委託料が減額された日から30日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 発注者は、受注者が第6項に規定する期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項に規定する期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.8パーセントの割合(この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(保証契約の変更)

- 第37条 受注者は、前条第5項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならなし、
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、業務委託料が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
- 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第38条 受注者は、前払金をこの業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費(この業務において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(部分引渡し)

- 第39条 成果物について、発注者が設計図書において業務の完了 に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」 という。)がある場合において、当該指定部分の業務が完了したとき については、第33条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、 「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、同条第4項及び第 34条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と 読み替えて、これらの規定を準用する。
- 2 前項に規定する場合のほか、成果物の一部分が完了し、かつ、可分なものであるときは、発注者は、当該部分について、受注者の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第33条中「業務」とあるのは「引渡部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「引渡し部分に係る成果物」と、同条第4項及び第34条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 3 前2項の規定により準用される第34条第1項の規定により受注者が 請求することができる部分引渡しに係る業務委託料は、次の各号に 掲げる式により算定する。この場合において、第1号中「指定部分に 相応する業務委託料」及び第2号中「引渡部分に相応する業務委 託料」は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前 2項において準用する第34条第1項の規定による請求を受けた日か ら14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に 通知する。
- (1) 第1項に規定する部分引渡しに係る業務委託料 指定部分に相応する業務委託料×{1-(前払金額+中間前払金額)/業務委託料}
- (2) 第2項に規定する部分引渡しに係る業務委託料 引渡部分に相応する業務委託料×{1-(前払金額+中間前払金額)/業務委託料}

(第三者による代理受領)

- 第40条 受注者は、発注者の承諾を得て業務委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。
- 2 発注者は、前項の規定より受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第34条(第39条において準用する場合を含む。)の規定に基づく支払をしなければならない。

(前払金等の不払に対する業務中止)

- 第41条 受注者は、発注者が第36条又は第39条において準用される 第34条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支 払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、業務の全部 又は 一部を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、 その理由を明示した上で、直ちにその旨を発注者に通知しなければ ならない。
- 2 発注者は、前項の規定により受注者が業務を一時中止した場合に おいて、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料 を変更し、又は受注者が増加費用を必要とし、若しくは受注者に損 害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(瑕疵担保)

第42条 発注者は、成果物の引渡しを受けた後において、当該成果

物に瑕疵があることが発見されたときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第33条第 3項又は第4項(第39条第1項又は第2項においてこれらの規定を読み替えて準用する場合を含む。)の規定による引渡しを受けた日から 3年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は10年とする。
- 3 発注者は、成果物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、 第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなけれ ば、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。た だし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでな い。
- 4 第1項の規定は、成果物の瑕疵が設計図書の記載内容、発注者 の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、適用しない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当で あることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

- 第43条 受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完 了することができない場合においては、発注者は、損害金の支払を 受注者に請求することができる。
- 2 前項の損害金の額は、業務委託料から第39条の規定による部分 引渡しに係る業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年 2.8パーセントの割合(この場合における年当たりの割合は、閏年の 日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)で計算した 額とする。
- 3 発注者の責めに帰すべき事由により、第34条第2項(第39条において準用する場合を含む。)の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.8パーセントの割合(この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(発注者の解除権)

- 第44条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) その責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
- (3) 管理技術者を配置しなかったとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (5) 第46条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (6) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が 法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建 設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者を いう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関 する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」とい う。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」とい う。)であると認められるとき。
 - イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をい う。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している と認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社者しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、 又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の 維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき 関係を有していると認められるとき。
 - カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオ までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を 締結したと認められるとき。
 - キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託 契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場 合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を

求め、受注者がこれに従わなかったとき。

- 2 前項の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、 業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定 する期間内に支払わなければならない。
- 3 第1項第1号から第5号までの規定により、この契約が解除された場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

(談合その他不正行為による発注者の解除権)

第44条の2 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。)。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第1項若しくは第 95 条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による解除の場合に 準用する。
- 第45条 発注者は、業務が完了するまでの間は、第44条第1項又は 前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除するこ とができる。
- 2 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の解除権)

- 第46条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
- (1) 第21条の規定により設計図書を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第22条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5(履行期間の10分の5が6月を越えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- (3) 発注者が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。
- 2 受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(解除の効果)

第47条 契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注 者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第39条に規定する部分 引渡しに係る部分については、この限りではない。

- 2 発注者は、前項の規定にかかわらず、契約が解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分(第39条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡部分を除くものとし、以下「既履行部分」という。)の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料(以下「既履行部分委託料」という。)を受注者に支払わなければならない。
- 3 前項に規定する既履行部分委託料は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(解除に伴う措置)

- 第48条 契約が解除された場合において、第36条の規定による前払金があったときは、受注者は、第44条又は第44条の2の規定による解除にあっては当該前払金の額(第39条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年2.8パーセントの割合(この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)で計算した額の利息を付した額を、第45条又は第46条の規定による解除にあっては当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、契約が解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第36条の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金の額(第39条の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第44条又は第44条の2の規定による解除にあっては当該余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年2.8パーセントの割合(この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)で計算した額の利息を付した額を、第45条又は第46条の規定による解除にあっては当該余剰額を発注者に返還しなければならない。
- 3 受注者は、契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により減失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 4 受注者は、契約が解除された場合において、作業現場に受注者が 所有し、又は管理する業務の出来形部分(第39条に規定する部分 引渡しに係る部分及び前条第2項に規定する検査に合格した既履 行部分を除く。)、調査機械器具、仮設物その他の物件(第9条第3 項の規定により、受注者から業務の一部を委任され、又は請け負っ た者が所有し又は管理するこれらの物件を含む。以下この条におい て同じ。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、作 業現場を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならな い。
- 5 前項に規定する撤去並びに修復及び取片付けに要する費用(以下この項及び次項において「撤去費用等」という。)は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。
- (1) 業務の出来形部分に関する撤去費用等 契約の解除が第44条 によるときは受注者が負担し、第45条又は第46条によるときは発注者が負担する。
- (2) 調査機械器具、仮設物その他の物件等に関する撤去費用等受 注者が負担する。
- 6 第4項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内 に当該物件を撤去せず又は作業現場の修復若しくは取片付けを行 わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は、 作業現場の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合にお いては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについ て異議を申し出ることができず、かつ、発注者が支出した撤去費用 等(前項第1号の規定により、発注者が負担する業務の出来形部分 に係るものを除く。)を負担しなければならない。
- 7 第3項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第44条又は第44条の2によるときは発注者が定め、第45条又は第46条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第3項後段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて

定めるのもとする。

(談合その他不正行為による損害賠償の予約)

- 第48条の2 受注者は、第 44 条の2第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、請負代金額の10分の1に相当する金額を支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。
- 2 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払いを請求することができる。この場合においては、受注者の代表者であった者又は構成員であった者は、共同連帯して前項の額を支払わなければならない。
- 3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する 賠償金の額を超える場合においては、その超過分について賠償を 請求することを妨げるものではない。

(保険)

第49条 受注者は、設計図書に基づき保険を付したとき又は任意に 保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるもの を直ちに発注者に提示しなければならない。

(賠償金等の徴収)

- 第50条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払の日まで年2.8パーセントの割合(この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。
- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年2.8パーセントの割合(この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)で計算した額の延滞金を徴収する。

(紛争の解決)

- 第51条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、協議の上調停人1名を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは発注者と受注者とが折半し、その他のものは発注者と受注者とがそれぞれが負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、管理技術者又は照査技術者の業務の 実施に関する紛争、受注者の使用人又は受注者から業務を委任され、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争及び調査職員の 職務の執行に関する紛争については、第16条第2項の規定により受 注者が決定を行った後若しくは同条第4項の規定により発注者が決 定を行った後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第 2項若しくは第4項に規定する期間が経過した後でなければ、発注 者及び受注者は、第1項のあっせん又は調停の手続きを請求するこ とができない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、発注者又は受注者は、必要があると認めるときは、同項に規定する手続前又は手続中であっても同項の発注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法(平成8年法律第109号)に基づく訴えの提起又は民事調停法(昭和29年法律第222号)に基づく調停の申立てを行うことができる。

(契約の費用

第52条 契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

(個人情報の保護)

第53条 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報 の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなけ ればならない。

(適用除外)

第54条 現場調査を含まない業務の委託の場合においては、第22条 第1項、第28条、第30条第3項、第31条及び第48条第4項から6項ま での規定は、適用しない。

- 2 この契約が建築設計業務の委託の場合においては、第13条から第 15条、第22条第1項、第28条、第30条第3項、第31条及び第48条第 4項から第6項までの規定は適用しない。
- 3 この契約が建築工事監理業務の委託の場合においては、第7条から第8条、第13条から第15条、第22条第1項、第28条、第30条第3項、第31条、第35条、第37条、第38条、第39条、第47条第2項並びに第3項及び第48条第1項並びに第2項並びに第4項から第6項までの規定は適用しない。
- 4 この契約が現場技術監理業務の委託の場合においては、第7条から第8条、第13条、第22条第1項、第23条から第26条、第28条、第30条第3項、第31条、第35条、第37条、第38条、第39条、第47条第2項並びに第3項及び第48条第1項並びに第2項並びに第4項から第6項までの規定は適用しない。

(補則)

第55条 この約款に定めのない事項については、西米良村財務規則 (昭和50年規則第5号)に定めるところによるものとし、この約款及び 西米良村財務規則に定めのない事項並びにこの約款に関し疑義が 生じたときは、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

平成28年4月1日現在

別添

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報(個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約の履行に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密等の保持)

第2 受注者は、この契約の履行に関して知り得た個人情報をみだり に他人に知らせてはならない。契約が終了し、又は解除された後も同 様とする。

(収集の制限)

- 第3 受注者は、この契約の履行に当たり個人情報を収集するときは、 その利用目的を特定し、利用目的を達成するために必要な範囲内 で、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。
- 2 受注者は、この契約の履行に当たり個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外のものから収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得たときは、この限りでない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た個人情報を当該業務の利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、発注者の指示があるとき、又はあらかじめ発注者の承認を得たときは、この限りでない。

(適正管理)

第5 受注者は、この契約の履行に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写▽け複製の埜止)

第6 受注者は、業務を処理するために発注者から提供を受けた個人 情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただ し、あらかじめ発注者の承認を得たときは、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第7 受注者は、発注者の承諾があったときを除き、この契約による個 人情報を取り扱う業務を第三者に請け負わせ、又は再委託してはな らない。

(資料の返還等)

第8 受注者は、業務を処理するために発注者から提供を受け、又は 受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料 等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、引き渡し、又は廃 棄するものとする。また、当該個人情報を電磁的に記録した機器等 は、確実に当該個人情報を消去するものとする。ただし、発注者が別 に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

- 第9 受注者は、業務に従事する者及び従事した者に対して、在職中 及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだり に他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと等、個人 情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。
- 2 受注者は、第7の規定による発注者の承諾を得て、個人情報を取り 扱う業務を第三者へ委任し、又は請け負わせる場合は、当該第三者 に対し前項の規定を遵守するよう指導しなければならない。

(実地調査等)

第 10 発注者は、必要があると認めるときは、受注者が処理する業務 に係る個人情報の取扱状況について報告を求め、又は実地に調査 することができる。

(事故報告)

第 11 受注者は、この特記事項に違反する事態が発生し、又は生じる おそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者 の指示に従うものとする。